

科目名 (英)	関係法規	必修選択	必修	年次	3年次	担当教員	
学科・コード	Laws in Medicine	授業形態	講義	総時間 (単位)	30 2	開講区分 曜日・時限	後期
鍼灸科							

【授業の学習内容】

我々の生活は法によって守られ、規制され秩序が与えられており、法を守ることは我々の義務である。これは、はり師、きゅう師の資格・業務についても同様である。

本科目では、将来ははり師、きゅう師として業務にあたる上で必要な法律、関連法規(社会保障制度を含む)の解釈および、それに関連する事例などを学習する。また授業開始時に単元毎の小テストを実施することがある。

【到達目標】

はり師・きゅう師として従事する上で守るべき法的規範と、国家試験における解答力を身に付ける。

<具体的な目標>

目標①免許に関して、欠格事由や各種届出など、取得・保持する上で必要な法的義務やルールが答えられる。

目標②消毒義務や施術所の各種届出、廃棄物処理、守秘義務など、はり・きゅうの業務を行う上で必要な法的義務やルールが答えられる。

目標③日本の医療制度における「療養費の支給」の位置付けを理解した上で、はり・きゅうの受療委任制度について説明できる。

目標④医師法などの関連法規や衛生関係法規なども含め、国家試験過去問題の類似問題を解答できる(目標正答率80%以上)。

授業計画・内容

1回目	あはき法1 「法制度の沿革」「法制定の目的」「免許と試験」について、はり師・きゅう師として守るべき法的義務やルールについて。
2回目	あはき法2 「免許と試験」「業務」について、はり師・きゅう師として守るべき法的義務やルールについて説明することができる。
3回目	あはき法3 「業務」について、はり師・きゅう師として守るべき法的義務やルールについて説明することができる。
4回目	あはき法4 「業務」について、はり師・きゅう師として守るべき法的義務やルールについて説明することができる。
5回目	あはき法5 現在検討されている「広告ガイドライン」について、はり師・きゅう師として守るべき法的義務やルールについて説明することができる。
6回目	「罰則」、その他の関係法規 「個人情報保護法」について、はり師・きゅう師として守るべき法的義務やルールについて説明することができる。
7回目	医事法規と医療制度、医療法について、はり・きゅうの業務に関連するルールについて説明することができる。
8回目	医師法、その他の医療従事者に関する法律について、はり・きゅうの業務に関連するルールや国試既出内容について説明することができる。
9回目	薬事法規について、はり・きゅうの業務に関連するルールや国試既出内容について説明することができる。
10回目	衛生関係法規1 「保険一般に関する法律」について、はり・きゅうの業務に関連するルールや国試既出内容について説明することができる。
11回目	衛生関係法規2 「予防衛生に関する法律」「環境衛生関係の法律」について、はり・きゅうの業務に関連するルールや国試既出内容について説明することができる。
12回目	社会保険関係法規1 「社会保険制度概要」「わが国の医療保険制度」について、はり・きゅうの業務に関連するルールや国試既出内容について説明することができる。
13回目	社会保険関係法規2 「療養費」「社会保険各法規」について、はり・きゅうの業務に関連するルールや国試既出内容について説明することができる。
14回目	社会保険関係法規3 「社会保険各法規」について、はり・きゅうの業務に関連するルールや国試既出内容について説明することができる。
15回目	社会福祉関係法規 「社会福祉各法規」について、はり・きゅうの業務に関連するルールや国試既出内容について説明することができる。
準備学習 時間 外学習	この科目では、事前の準備学習はさほど必要ありません。目標①～③については、4月からははり師・きゅう師として従事することを意識して、単元毎の復習を行い、小テストで理解度の確認をしましょう。目標④については、単元毎に国家試験の過去問を配布しますので、解答および見直しをしましょう。
評価方 法	成績の評価は、各科目の『試験』の点数で100点満点とする。 『試験』には科目試験や中間試験、小テスト等の臨時試験などが含まれる。
受講生 へのメッセ ージ	法で規制されている内容は「知らなかった」では済まされません。しかも、法は社会の変化に伴い改正されることがあります。現状のルールを理解することはもちろんのこと、新たなルールをどのように知ったら良いのか、情報収集の方法も理解するようにしてください。

【使用教科書・教材・参考書】

教科書:関係法規 第7版 前田和彦 著 医歯薬出版
参考書:



